

平成29年第2回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成29年3月16日（木曜日）

議事日程第5号

平成29年3月16日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地方創生調査対策について
- 日程第4 交通対策について
- 日程第5 議案第18号から同第25号まで
- 日程第6 議案第26号、同第27号、同第31号及び同第32号
- 日程第7 議案第28号、同第29号及び同第33号から同第36号まで
- 日程第8 議案第30号
- 日程第9 議案第5号から同第17号まで及び同第59号
- 日程第10 議案第37号から同第39号まで
- 日程第11 議案第40号から同第58号まで
- 日程第12 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第13 発議第1号
- 日程第14 発議第2号
- 日程第15 発議第3号
- 日程第16 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 地方創生調査対策について
- 日程第4 交通対策について
- 日程第5 議案第18号から同第25号まで
- 日程第6 議案第26号、同第27号、同第31号及び同第32号
- 日程第7 議案第28号、同第29号及び同第33号から同第36号まで
- 日程第8 議案第30号
- 日程第9 議案第5号から同第17号まで及び同第59号
- 日程第10 議案第37号から同第39号まで

- 日程第 11 議案第 40 号から同第 58 号まで
 日程第 12 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
 日程第 13 発議第 1 号
 日程第 14 発議第 2 号
 日程第 15 発議第 3 号
 日程第 16 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 19 名

〈出席議員〉 19 名

1 番	吉 川 慶 一 君	2 番	笠 原 幸 江 君
3 番	斉 木 勇 君	4 番	渡 辺 重 雄 君
5 番	倉 又 稔 君	6 番	保 坂 悟 君
7 番	田 中 立 一 君	8 番	古 川 昇 君
9 番	中 村 実 君	10 番	大 滝 豊 君
11 番	高 澤 公 君	12 番	伊 藤 文 博 君
13 番	田 原 実 君	15 番	吉 岡 静 夫 君
16 番	新 保 峰 孝 君	17 番	五 十 嵐 健 一 郎 君
18 番	松 尾 徹 郎 君	19 番	樋 口 英 一 君
20 番	古 畑 浩 一 君		

+

+

〈欠席議員〉 0 名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市 長	米 田 徹 君	副 市 長	織 田 義 夫 君
副 市 長	木 村 英 雄 君	総 務 部 長	金 子 裕 彦 君
市 民 部 長	岩 崎 良 之 君	産 業 部 長	斉 藤 隆 一 君
会 計 管 理 者 兼 務		企 画 財 政 課 長	藤 田 年 明 君
総 務 課 長	山 本 将 世 君	能 生 事 務 所 長	原 郁 夫 君
定 住 促 進 課 長	斉 藤 喜 代 志 君	市 民 課 長	池 田 正 吾 君
青 海 事 務 所 長	井 川 賢 一 君	福 祉 事 務 所 長	水 嶋 丈 明 君
環 境 生 活 課 長	五 十 嵐 久 英 君	交 流 観 光 課 長	渡 辺 成 剛 君
健 康 増 進 課 長	横 澤 幸 子 君	建 設 課 長	見 辺 太 君
商 工 農 林 水 産 課 長	池 田 隆 君	会 計 課 長	丸 山 幸 三 君
復 興 推 進 課 長	斉 藤 孝 君		

ガス水道局長	木村	清君	消 防 長	大滝	正史君
教 育 長	田原	秀夫君	教 育 次 長	佐々木	繁雄君
教育委員会子ども教育課長	山本	修君	教育委員会子ども課長兼務 教育委員会生涯学習課長	渡辺	孝志君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	磯野	茂君	中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	大嶋	利幸君
			監査委員事務局長		

〈事務局出席職員〉

局	長	小竹	和雄君	次	長	松木	靖君
係	長	室橋	淳次君				

〈午前10時00分 開議〉

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。
 これより本日の会議を開きます。
 欠席通告議員はありません。
 定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
 会議録署名議員には、9番、中村 実議員、15番、吉岡静夫議員を指名いたします。
 次の日程に入ります前に、昨日15日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。
 松尾徹郎議会運営委員長。
 〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。
 昨日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。
 初めに、委員長報告について申し上げます。

総務文教、建設産業及び市民厚生各常任委員長から休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出があります。

また、地方創生調査対策特別委員会、交通対策特別委員会の各特別委員長から結審報告を行いたい旨の申し出がありますことから、これを本日の日程事項とすることといたしました。

次に、議員発議について申し上げます。

これまで議会運営委員会で協議をしてきました糸魚川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが、発議第1号として所定の手続を経て、提出されております。

また発議第2号、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底説明と責任問題の明確化を求める決議について、及び発議第3号、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議についてが、所定の手続を経て、提出されております。

これら3件につきまして、委員会付託を省略して即決にて審議いただき、また選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についても本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議会改革について申し上げます。

議会運営委員会では、政治倫理規則のほか会議規則、先例申し合わせ事項についても協議してきたところでありますが、政務活動費の交付に関する条例施行規則及び運用基準、また、先例申し合わせ事項についても一部改正することといたしました。

なお、政治倫理規則については、お手元配付の資料のとおり制定することで委員会の意見の一致をみており、今後、議長により手続がとられることとなります。

このほか政務活動費による視察報告の公表については、政務活動による視察が行われた後に提出される報告書を市議会のホームページにおいても、今後、公表していくことで委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2. 所管事項調査

○議長（倉又 稔君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、閉会中及び休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、休会中の3月2日に所管事項調査を行っておりますので、主な内容をご報告いたします。

駅北大火における消防体制の現状と課題では、消防本部より、駅北大火における消防体制の現状と課題、消防水利整備状況について説明を受けた後、委員より、今回のような強風下で、延焼を防ぐことが困難な場合、重層での対応が必要だが、どのように考えるかという質疑に対し、本部初動マニュアルなどの見直しを、3月末までにまとめたい。新潟県内でも来年度に応援体制の強化を図っていくよう活動していると答弁されています。

神奈川県大和市では、市民が初期消火に当たれるスタンドパイプ消火資機材を配備している。糸魚川市でも検討課題だがいかがか。また、強風時のパトロールは風速何メートルから行っているかという質疑に対し、火災に強いまちづくりの中で、消火栓のあり方など、どのようにしたらよいか検討中である。強風時のパトロールは、現在は瞬間最大風速20メートルからだが、これも見直し中であると答弁されています。

自然水利については、ごみが多くて取水に支障があったと聞いているが、消防用水としての管理はできている状態か。また、堰板は取水箇所ごとに設置すべきと考えるのがいかがかという質疑に対し、農業用水としては農地が少なくなり、管理が行き届いていない状況である。整理して災害対応できるようにしていきたい。堰板は、現状を踏まえて、取水箇所ごとの設置も検討したいと答弁されています。

消火活動における適切な指揮命令のためには、高い位置から全体を見渡して指示を出せるようにする検討、情報伝達のよりよい方法の検討など、消防力発揮のためにどのように考えているかという質疑に対し、「消防のあり方に関する検討会」の主な意見にある、「強風下において、消火活動を行う際の消火活動戦術について検討する」としているところに含まれるものと考え、検討していきたいと答弁されています。

今回の火災発生の初期消火時の問題点などを明らかにして、市民が自分の環境に置きかえてシミュレーションしてもらうなど、この機会に我が家の防災対策を考える機会にするなどの対応をしてもらいたいのがいかがかという質疑に対し、研究機関でそのようなシミュレーションもできると聞いているので、活用して市民に提供するなど、安全なまちづくりのソフト対策という形の中で、前向きに検討していきたいと答弁されています。

今回の大火後に、消防水利全体の点検は行われたのか。ふぐあいはなかったかという質疑に対し、

全ての消防水利は1年に1回点検補修を行っている。今回使用した区域内の消防水利については、火災後に全て点検し、今回消火活動時に発生したふぐあい1カ所は、既に修復されていると答弁されています。

行政改革については、担当課より、昨年11月15日の本委員会で審査で出された意見と行政改革推進委員会での意見を踏まえて修正された、「第3次糸魚川市行政改革大綱（最終答申）」、「参考資料・第2次糸魚川市行政改革実施計画の検証」、「第3次糸魚川市行政改革実施計画（案）」について説明を受けた後、委員より、大綱の推進項目の職員の意識改革と効率的で質の高い組織運営において、法令遵守の徹底を言っているが、もっと明確にすべきである。

また、関連して、実施計画では、内部監査制度の強化を上げているが、かねてから外部監査の必要性を提言してきたのに、いまだに推進項目に上げられていないのは、意識改革の欠如によるものではないか。外部の目で見ることが必要だと考えるがいかがか。一般質問で業務監査の専門部署をつくるべきだと提言し、9月の本会議で市長が設置すると答弁しているにもかかわらず、行政改革の実施計画に内部監査しか上げられていないのは不適切である。どう考えているのかと複数の委員から質疑があり、大綱については、表現を検討したい。監査については、業務監査について実施に向けてどのような方法がいいか検討しているところであり、考えが固まり次第、追加していきたい。外部監査については、現行の監査委員制度との整合を含めて検討する必要があると考えていると答弁がありました。

また、個別計画の糸魚川市子ども子育て支援事業計画で検討実施するとされている保育園・幼稚園の統合・民営化について、過去に先進地を視察し、財政的効果、教育的効果が高いことについて確認してきている。コスト、スピード、成果と言っているが、取り組みが遅いと思うがいかかという質疑に対し、民営化については、国の制度変更により現状を分析してきた。長所短所をよく把握した上で、平成29年度に保護者の意向調査を行っていききたいと答弁され、意向調査に当たって、保護者に長所と短所が正しく認識された上で行われるように配慮をしてもらいたいと要望されています。

また、保育園・幼稚園の民営化については、反対する。行政改革については、市民生活に影響のないところから検討すべきであると反対意見も出されています。

委員より、健全な行財政運営において、下水道事業等の経営戦略の策定が上げられているが、大きな前進である。どのように取り組むのかという質疑に対し、国の方針は、公営企業化の中で経営戦略を定めることを求めている。資産管理が必要であり、人口減により使用料が減少していく中で、先の見えない特別会計ではなく企業会計に移行していかなければならない。一歩進んで、民営化や包括業務委託もあると答弁されています。

青海総合文化会館改修工事については、午前中に現地視察を行い、現地で説明を受けた後、机上で調査を行いました。

委員より、画廊きららについて、市の所蔵美術品の展示を行うということだが、個展などの貸し出しに依じるのか。また、美術品の管理は適切に行えるかという質疑があり、個展などの貸し出しについては、ホールの展示場や1階のカルチャールームでも可能であるが、画廊きららの貸し出しについては、当面、市所蔵品の展示を行う中で検討したい。また、美術品の管理については、市の学芸員と相談しながら適切に行っていきたいと答弁がありました。

保育料の還付については、担当課より、公立幼稚園保育料（平成27年度分）の還付について説明があった後、委員より、国の通達変更の見落としによるものだというところだが、誰にでも思い違いや読み違いのミスはがあるので、二重三重のチェックシステムが必要だがいがかかという質疑があり、今回の事例を教訓として、見落としのないよう細かなところまでチェックしていきたいと答弁されています。

いじめ・不登校対策事業については、糸魚川市いじめ問題専門委員会から、2月21日付で提出された「市内中学校いじめ問題に関する調査結果報告書」について説明がありました。

糸魚川市では、当事者の了解を得て公開するという原則に基づき、了解を得られていない部分を隠して資料が配付され、当事者の了解が得られた段階で、該当部分を公開するという前提で調査されています。説明の中で、卒業式と入学試験の前であり、配慮が必要であると言っているが、そのことを踏まえて早い対処を求めてきたのに、早く解決したいという意志が感じられない。クラブの監督と毎日でも会って解決すべきであったが何度面談等を行ってきたか。先送りばかりと感じ、教育上の問題もあると感ずるがいがかかという質疑に対し、専門委員会の報告を待って対応したいということもあり、一方では、早く解決したいと考えていたが、少し時間がかかり過ぎてしまった。監督とは複数回面談し、電話でも話をしてきた。これから早急に話し合いをしていきたい。今までの対応が遅いということの指摘について、謙虚に反省をしている。4項目の提言について、一つ一つそれぞれの職員や外部の方の意見も入れた中で、チームを組んでの取り組みが動き始めたところでもあるので、早いうちに方針を決めて取り組んでいきたいと思っている。年度末と言わず、早急に話し合いをしていきたいと答弁されています。

問題が生じたときに、当事者同士がきちんと話し合うことができなかつたので、問題が大きくなってきている。好き嫌いや保身ではなく、お互いに向き合って話し合うなど、子供のことを考えて対応してほしいがいがかかという質疑に対し、そのとおりである。学校内の関係、学校と社会体育側との関係の改善をしっかりと図っていかなければならない。何よりも子供たちのために学校は何をすればいいのか、社会体育はどうすればいいのかという視点で話し合って、子供たちの健全育成という視点で話し合いをしていきたいと答弁されています。

5月の事案にしっかり対応できていれば9月の事案は起きなかつたという指摘がある。その後、中体連、あるいはクラブの大会があるので、配慮して問題として取り上げなかつたのではないかという質疑に対し、報告書の指摘は非常に重く受けとめている。ただ、5月の段階では、謝罪会も行われ、学校の報告としても一定の解消という報告が上つたので、重大事態という該当には当たらないという判断をした。5月の段階でしっかりとした厳しい対応をしておくべきだったということは反省しているが、大会等のことを考えて判断してきたわけではない。重大事案としての判断は、国の指針等もあるので、それに従って判断してきたと答弁されています。

学校とクラブの確執が、このいじめを生んだのではない。確執は是正しなければならないが、クラブの体質をどのように改善していったらいいか、いじめを生んだ体質を是正できるかということである。しっかり分けて考える必要があるがいがかかという質疑に対し、そのとおりであり、そのように分けて考えていかなければいけないと思っているので、一体で対応し、うまくいく方法もあれば、問題・課題を分けて整理し、解決に向かっていく方法でもあると捉える。それを整理して進めていきたいと答弁されています。

提言の教員間の連携というところで、市が特定の競技をシンボルとして推進してきたことに校長、教頭が過剰に配慮し、教員が全体となって事件の対応に当たることができなかつたとあるが、これは今も続いているのではないか。どう考えているのかという質疑があり、教育委員会事務局の調査や学校を訪問した際のことから、教員が一体となって事件の対応に当たることができなかつと感じ、報告書に書かれているとおりで思っている。学校と教育委員会も同様の指摘を受けているが、そうとられないように子供たちのために取り組んでいきたいと答弁されています。

質疑全般を通して、市が特定のスポーツをシンボルとして推進してきたことについて、学校、教育委員会ともに過剰な配慮があったという指摘とクラブと学校の確執という指摘について、同様な質疑・答弁が多くありました。

また、監督は非常に反省していると聞いている。それであれば、公の場所でそのことを明確に示すことが学校や一般保護者との早期の関係改善、解決につながると考えるので、早く実行すべきではないかという意見が出されています。

また、質疑・答弁の中で、委員側、行政側から出された情報や意見を勘案すると、専門委員会の調査については、短い時間でよくまとめられたものの、決して完全なものとは言えないと思われることから、今後の対応については、報告書の内容を尊重しつつ、不足の部分をもう一步も二歩も掘り下げて現状を確認・認識して取り組んで、真に子供たちにとっていい環境をつくり上げるべきであると委員会の意見の一致をみております。

なお、報告書の全文は後日の予算審査特別委員会で公開されています。

権現荘の経営状況について。権現荘については、これまでも当委員会を開催するたびに調査を行ってきました。その中では、権現荘の運営について、内部監査や指定管理者選定委員会から指摘された不適切であったとする点を、行政側も不適切であったと認め、それを受けて、責任分担を示し、平成28年9月定例会では、その責任分担に基づいて、理事者以下関係職員の処分も行われています。

その後、不正が行われていたと疑われる点について、委員会等から調査を依頼し、再調査を依頼したのも、この日、回答されています。

また、指定管理についても平成28年12月定例会の中で議会の議決を得て、平成29年4月からの指定管理者制度移行に向けて進んでいます。

これらの経過を踏まえて、行政サイドが行った調査結果と、当委員会が発議し、議会が監査請求した内容に対する監査結果報告を受けて、行政側がこれからどう対応していく考えであるかに主眼を置いて調査を行いました。

担当課より、「権現荘業務に関わる調査事項」24項目のうちの再調査項目について説明があった後、調査結果と、先日の本会議で報告された監査結果報告を受けた行政の対応について質疑を行っています。

なお、担当課の説明の後、副市長より、市の調査では限界があり、議会が請求した監査結果においても不正の有無を確認できなかった。今後は、捜査権を持つ警察に相談して対応していきたいと方向性が示されています。

委員より、支配人の裁量権についてどう考えていたのか。そのサービスの効果は確認できているかという質疑に対し、その立場、職責の中での裁量権はあると考えるが、裁量の範囲を明確にして

こなかったために支配人の判断のみによるところとなってしまった。監督責任を感じている。サービスの内容がわかる状態になっていないので効果の検証は行われていないと答弁されています。

市の調査報告、監査委員の監査報告のいずれも、証拠がないから判断できないとある。証拠を残していないことは、重大な問題であり、議会が決算を認めてきたといっても不適切な状況を判断できない状態だったとも言える。前支配人が、行政手続上の対応を怠ってきたことの責任をどう考えるかという質疑があり、さかのぼっての責任については、警察に相談し、指導・助言をもらって適切に対応したいと答弁されています。

市の調査報告、監査委員の監査報告内容に基づいた理事者以下職員や過去の能生事務所長の責任はどうするのかという質疑に対し、昨年9月に処分を行った内容と監査報告の内容を精査し、判断したいと答弁されています。

ほかにも多くの質疑がありましたが、報告は省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

よろしくお願いします。

先ほどきちらら青海のギャラリーの運営についてのご報告がありました。それで市が所蔵する美術品の管理については、市の学芸員によるというようなご報告だったと思うんですけども、これは市の学芸員というのは、美術の学芸員ということでしょうか。その点、もしおわかりであればお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

きららには学芸員がいないので、市全体の学芸員と相談しながら適切に管理を進めていきたいということでありました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

同じ学芸員でも美術の専門、それから博物館の学芸員と幾つか専門性があるというふうにも聞いておりますので、そこら辺をただ学芸員ということで美術のことを詳細に詳しいというような形になっていくと、またいろいろと問題が出てくる可能性もあるので、そこら辺の対応というのは慎重にお願いしたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ほかに、古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

それでは質問をさせていただきますが、伊藤委員長を初め総務文教常任委員会の皆さんには、毎回毎回、夜遅くまで本当にお疲れさまでございました。その辺につきましては、敬意を表するものであります。

その中で今の委員長報告につきましてお伺いさせていただきたいと思いますが、まず1点目、今回のいじめ重大事案、特に運動クラブをめぐる案件については、いわゆるいじめ問題専門委員会よりの調査報告書がなされております。この件につきまして今ほどの説明の中では、報告書が完全なものではないのというくだりございましたよね。総務文教常任委員会では、この調査報告書については、完全なものではないという見解でよろしいんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

専門委員会としては完成品ですね、報告書としては。

しかし、内容が短い時間でよくまとめられたものの、決して完全なものとは言えないと思われることからというまとめ方で皆さんの同意が得られております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

いやいや私がお聞きしたのは、完全なものではない理由ですよ。そこのくだりは、先ほどお聞きしましたんで。いわゆるさまざまに今回の件については、教育委員会、学校関係者、運動クラブ指導者の皆さん、これらの言い分がやっぱり違っている。

しかし、国が定めたいじめ対策法、これらによってそういう場合だからこそ第三者委員会に委ねて、公平な目で見て判断しなさいという、これはそういうシステムですよ、制度。しかもいじめ防止という近年の中で1つの大きな解決策として出てきたもんだ。その調査報告書について完全なものじゃないで、いわゆる疑義があるということを描しているわけですよ、総務文教常任委員会。それでいいんですか。裏を返せば、その報告書について、また調査をしなくちゃいけないという結果になっていく。それじゃあ、いつまでたっても問題の解決が図れてこない。

また、2月中にまで出してくるというのは、学年、1つの学期中に年度内に1つの方針を示すために大急ぎでやっていただいた案件ではなかったなと思う。それに所管たる総務文教常任委員会が、その報告内容について疑義があるとは、一体どのような理由なのかと何回も聞いておるんですが。そこら辺の具体的な、なぜこれが完全なものではないというふうに総務文教常任委員会では意見の一致をみたのか、その理由について聞いておりますんで、これは回数制なんでね、そこは明確

にお答えください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

細かい内容について、そこで委員間で確認を諮ったということはありません。

ただ、報告の中で言いますように委員側、行政側から出された情報や意見を勘案すると、例えばこの時点では、黒塗りで出された理由というのが当事者の理解を得られていないと、事実関係と食い違っているという意見も含めて考えたときに完全なものとは言えないのではないかということでもあります。審議の途中の中では、委員の中から例えば裁判であっても両方が1回で必ず納得するとは限らない、控訴ということもあるんだということを引き合いに出されてお話しされた委員もおられます。そういう意味合いで、この内容を否定するのではなくて、報告書の内容を尊重しつつ不足の部分を一步も二歩も掘り下げて現状を確認・認識して取り組んでほしいと。真に子供たちにとっていい環境をつくり上げるべきであるという意見のまとめ方でありますので、否定するものではありません。

ただ、誰がやっても完璧なものというのは、多分できないでしょうねと私は思います。ですから、尊重して慎重な対応をしてほしいということでもあります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○20番（古畑浩一君）

このいじめ問題も今回の件にかかわらず、いじめ重大事件だけでも、ここ近年6件も連続して発生している。そのいじめに対しては、総務文教常任委員会、私が所属していたときから非常に厳しく学校側の体制や早期解決というのを求めてきた。しかるにこの最後の最後へ来て、伊藤委員長たるものの最後のまとめとすれば何かどっちつかずの弱い態勢になってしまったなど。専門委員会の問題については、これまでそれが信憑性高いということで判断して、早期解決を求めてきた経過もある。今回だけに限ってやったんでは、それこそ誰の顔色を見て審議したんだねという、この中に出てくる特別な配慮をしたのではないかというふうにとられるのではないのでしょうかね。それについては誤解のないように私はすべきだったと思う。それが最後の委員会だからですよ。それは、今幾ら言っても既に見解が違うんでね、見解が違うというか結果についてご報告されているのでね、それはいいですよ。

それでもう一つ、権現荘問題にかかわる、これも長い長い調査期間を経ています。今回、今ほどご報告のあったとおり、前回、9月議会で1つの市長が責任をとったところからまだまだ新しい案件、疑惑というものがどんどん出てきた。これらについては、報告で終わってますよね。私、最後の常任委員会として、ここの権現荘の不正疑惑の解明や健全化という経営問題について、ましてや今度は、いよいよ第三セクターのほうへ指定管理移行していく。こないだの予算委員会でもやりましたけど、もう責任を追及する場所がなくなってるんですよ。だったらこの委員会で1つの結論、集約として明解な回答を、回答といいましょうか要求を示すべきではなかったのでしょうかね。

私は総務文教常任委員会、調査を長年やって、それなりの成果をしっかりと示してきた委員会なだけに今回ちょっと中途半端で終わってしまったという感じがして残念でなりません。これらについては、いつもの伊藤委員長なら委員会として集約をとってきたはずなのに、今回、この権現荘問題については、長年の結審というか集約をされなかったということはどういうことなんですか。これはまたどなたかに配慮した結果なんですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

いじめ問題でも権現荘のほうでもどなたかに配慮したのかというお話がありましたが、どなたにも配慮しておりません。というか逆に配慮があったとすれば、いじめ問題については、加害、被害両側に配慮した中で判断をしたということでありまして、厳しい考え方をしているから不足の部分を一步も二歩も掘り下げて対応をしてほしいというまとめ方をしたものであります。甘く対応するために完全なものではないと言ったのではなくて、より厳しく捉えるために完全なものではないというふうにしたつもりであります。

それから権現荘のほうについては、この日の審査については、やはり行政側から市の調査、そして議会が請求した監査結果においても不正のものを確認できなかったので、捜査権を持つ警察に相談して対応していきたいという方針が示されたことが1つ。それから、市の調査報告や監査員の監査報告内容に基づいた理事者以下の職員の過去の能生事務所長の責任はどうとるのかという問題に対しては、昨年9月に処分を行った内容と監査報告の内容を精査し、判断をしたいという、この2つの方針が示されたということをしかり委員長報告の中で述べたつもりであります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

○10番（大滝 豊君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、閉会中の2月16日及び休会中の3月3日に所管事項調査を行っておりますので、ご報告いたします。

調査項目は、糸魚川市駅北大火からの復興について、下水道（公共下水道事業、集落排水・浄化槽事業）の経営戦略について、山の魅力アップ推進計画について、糸魚川市地域公共交通網形成計画の策定についての4項目であります。

糸魚川市駅北大火からの復興については、被災地を、居住ゾーン、にぎわいゾーン、商業飲食ゾーンのA、B、Cのエリアに分けた復興のたたき台となる案が示され、質疑を行いました。

委員からは、8月末までの計画策定を心配する意見が出され、木村副市長からは、復興計画について大変厳しいスケジュールになると認識しているが、市民の皆さんに一刻も早く今後の糸魚川がどうなるか示さなければならず、それ以上遅くなると市民、被災者に相当な不便をかけると思っているので、何とか頑張りたいという力強い答弁がありました。

委員からは、復興に当たって、道の駅をつくれればいいという話や大きな噴水をつくって消防用水利の見える化を図ることや、個人での再建が無理な方には、店舗であっても集合住宅系、集合ビル系といったアイデアが出され、ゾーンを確定すると夢のあるまちづくりという部分では、まずいのでないかという意見が出ましたが、あくまでもたたき台ということで、ここから実際に検討委員会のほうで議論されると答弁されております。

また、道路の拡幅については、既存の道路は半分ぐらいが4メートル未満で、現在の市道認定基準からしても基本的には6メートルにしたいとの意向が示され、道路だけ広げるということでなく、電線の地中化も合わせ、側溝改修もすることで一定の道路幅員を確保していくことも整備の中では考えていかなければならないと答弁がありました。

被災エリアだけでなく、糸魚川市全体のまちづくりという構想はどうかという意見に対しては、被災エリアを最優先しなければならないが、市全体での災害に強いまちづくりや防災のまちづくりという観点では、制度・計画を全市的に広げることをあわせて考えていかなければならず、道路拡幅や無電柱化についても被災エリアを超えてどうするのか詰めていき、災害に強く、消火活動がしやすくなることにつながることを考えたいとの答弁がありました。

また、今後の用地境界の確認については、基本的には権利者同士が境界を決めるのが原則だが、道路の拡幅事業が入ると市のほうでの用地買収の関係も出てくるので、市も入って用地の確認をしていかなければいけない。境界を確認するのはお互いだが、そこで行政がどのように支援できるかというところは、仕事は惜しまないとの答弁がありました。

次に、下水道（公共下水道事業、集落排水・浄化槽事業）の経営戦略についてであります。総務省では、平成32年度までに公営企業の経営戦略策定を100%にすることを目標にしており、平成29年度の普通交付税算定において、経営戦略が未策定の場合には、普通交付税の一部が措置されなくなることから本年度中に策定するというものであります。これまで委員会で説明された方針に沿って策定されていますが、来年度以降、普通交付税が減額されないよう作成を急いだというものであります。

今後、法適用やストックマネジメント計画の作成後に見直しを考えているとのことで、ストックマネジメント計画については、来年度からの2年間で全体構想を策定し、その後、施設の老朽度の調査や経過年数の整理をして5年以内に、やる施設について随時詳細な計画を立てていきたい。民

間委託の見通しについては、平成37年度を目標に浄化センターの運転管理を包括委託するよう努めていきたい。

また、下水道汚泥のエネルギー利用の可能性については、当市の場合は、脱水するだけで汚泥を処分できるためメタンガス等の発生する場所が今のところなく、発電や熱の利用などは規模の大きなものが多いので、それらの情報を集めながら、今後どのようにすべきか検討を進めたいということでありました。

次に、山の魅力アップ推進計画については、市内には2つの国立公園があり、難しい山や比較的登りやすい山など市内の山々に関する現状の課題を把握し、解決することで、全国から多くの登山者に来訪してもらい、糸魚川市が持つ魅力ある自然を満喫してもらうことを目的として策定されるものであります。

今回の策定に当たりワークショップをやる中で、いろいろな方から糸魚川市の山は魅力的だということを知ったけれども、情報不足であるということで、どこから登って、何時間で着いて、どんな格好で行けばいいかという情報1つもきれいに出ていないところがないという指摘もあり、今後わかりやすいガイドマップを作成し、周知したいということでありました。

また、糸魚川に来る方は熟練者が多く、鎖場や断崖絶壁などアクティビティに富んだ名所があるので、そういったところを好んで来る方が多いという印象で、正確な人数は把握できていないが、首都圏の方が長野の山を登った後に、次は糸魚川のほうに来る方々が多いと感じているということでありました。

糸魚川の強みは、海と山をどうつなげていくかということで、そうしたことも考えながらたくさんある資源をつなぎ合わせ、やっていきたいといった答弁もされております。

次に、糸魚川市地域公共交通網形成計画の策定については、これまで委員会で素案等を調査してきたものであり、最終的な案が示されたものであります。

計画が目指す姿としては、「市民、交通事業者、市が協働し、地域の実情に即した持続可能な地域公共交通」としており、基本方針と実施方針が定められております。

この計画は基本計画で、さらに実施計画というアクションプランをつくっていかねばならず、今後、アクションプランを行うためにどういった方向性を見出していけばいいかを記載しており、この方式に基づいて来年度から2カ年をかけて、しっかりと計画を立て、進めていくということでありました。今後、糸魚川市地域公共交通協議会で案の決定がなされ、策定されることになっております。

委員からは、1つの提案として、頸城バスとも話をし、採算のとれないエリアで、公民館に車を1台置いて送迎する考えはどうかとの提案がありました。

行政側からは、公共交通で一番感じるのは、どの路線でもバスは欲しいが、乗る人が少ないのが現状で、高齢だが自分で車を運転できるとか、隣の人にらせてもらうとか、コミュニティの中で行われているがゆえに公共交通を使わないのが市内の一般的な高齢者でもあります。公共交通とバス事業者、タクシー業者との十分なコンセンサスも重要だと思いますし、主役である高齢者に望ましいのはどういう形かというところを新年度の中で具体的に個々に話をし、交通そのもののあり方を決めていく必要があるのではないかと考えているという答弁がありました。

そのほかにも質疑等ありましたが、ここでの報告は割愛いたします。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

○2番（笠原幸江君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では、休会中に所管事項調査を行っておりますので、主な内容と結果についてご報告いたします。

調査項目は、第3期糸魚川市地域福祉計画（案）について、第10次糸魚川市交通安全計画（案）について、第3次糸魚川市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画（案）について、第2次いといがわ男女共同参画プラン（案）について、糸魚川市人権教育・啓発推進計画（案）について、糸魚川市空き家等対策計画（案）についての6点であります。

これらの各計画案については、昨年12月15日及び本年1月17日に開催した当委員会において調査し、その後、策定委員会やパブリックコメントを経て、変更のあった箇所について、今回、説明を受けました。

各計画案、いずれについても当委員会における意見が反映されていることを確認しております。中でも第3期糸魚川市地域福祉計画（案）については、計画書の中に多用されていた「癒やし」という表現の意味がわかりにくいことから、具体性を持たせて「安全」という表現に修正されたことを受けて、委員から、「安全」となると行政の責任も大きくなると受け取る。制度の面とマンパワー確保の面において、一步踏み込んだ検討をしたかとの質疑があり、本計画において、マンパワーの面では「人材育成」を、安全面では「災害時要配慮者への支援」を、そのほかに「自立を支援する体制の充実」という3つを重点項目に位置づけており、これに基づいて取り組んでいくことのできました。

次に、第2次いといがわ男女共同参画プラン（案）については、委員から、糸魚川市民の男女共同参画に対する意識について質疑があり、平成28年3月に行った市民の意識調査では、女性に

対する人権に関心があるとの回答は、全体では53.8%、男性については39%であり、また、平成27年の各種審議会における女性委員の登用率では、新潟県が37%のところ、当市は26.9%と低い状況であり、今後も引き続き啓発活動を行っていききたいとの答弁がありました。

糸魚川市人権教育・啓発推進計画（案）については、委員から、市内で発生しているいじめ重大事態に触れ、学校を通じてのいじめ防止の啓発がうまくいっていないとする意見があり、この計画については、市民との協働、国・県・関係市町村・関係団体などとの連携・協力によって実現していくものである。

市内で発生しているいじめ重大事態については、単なる学校教育の問題ではないと認識しており、学校における人権教育、社会教育における人権教育などをそれぞれに推進し、市を含めた関係機関が連携して解決していかなければならない。本計画の関連個別計画でもある糸魚川市いじめ防止基本方針に沿って、具体的な解決策に取り組んでまいりたいと思っているとの答弁がありました。

そのほかにも質疑がありましたが、報告を割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．地方創生調査対策について

○議長（倉又 稔君）

日程第3、地方創生調査対策についてを議題といたします。

地方創生調査対策特別委員会に付託中の本件につきまして、調査が終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

五十嵐健一郎地方創生調査対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

五十嵐委員長。〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

○17番（五十嵐健一郎君）

おはようございます。

それでは、地方創生調査対策特別委員会、結審の報告をさせていただきます。

当委員会は、平成27年5月19日、市議会臨時会において設置され、糸魚川市地方版総合戦略の策定・推進について、人口対策ビジョンの策定・推進（人口減少・少子高齢化対策、中山間地域再生と移住定住対策等）についてを付議事件とし、調査・検討を進めてまいりました。

この間、特別委員会の開催14回、先進地視察1回、施策提案2回を実施しております。その中の1回目の施策提案では、委員から、51事業について提案され、第3回・4回委員会での議論を経て、市長に提案し、回答されています。

また、2回目の施策提案では、CCRC、高校の魅力づくり、産官学金労言による事業体づくりなどをテーマに26事業が提案され、第9回・10回委員会での議論を経て、市長に提案し、回答されています。

先進地視察では、既に中間報告させていただいていますので、簡潔に言いますと、南魚沼版CCRC構想では、単なる高齢者向け施設の整備ではなく、地域における多様な主体との交流を生み、新たな産業と雇用を生み出す「場の創造」や、交流人口の増大、エネルギーの効率的な利用等の多面的な効果を生み出すコミュニティの形成に向けた取り組みになります。こうした新たな産業と雇用の創出は、地域の若者の流出抑制や地域外からの移住・定住につながるため、今後の人口減少の抑制に向けた南魚沼市の地方創生の取り組みにおいても極めて重要な政策となることとなりました。

また、過去の中間報告の中から主な事柄を抜粋させていただきますと、未来創造型の内容も大胆に盛り込んでもらいたい。中間的な組織をつくって、一般・民間の人たちが手を出せる具体的に足を踏み出せるような仕組みづくりもお願いしたい。夢をかなえて若者や女性が輝くまちづくりにおいては、追跡調査をして、経済対策や企業支援など地域が独立してできる産業づくりやNPO法人の組織強化など、次の地域を担う人材のまちづくりにつながる地元の雇用を促進することによって女性が残れる若者定着を図り、さまざまな部分の課題について具体的な展開をすべきである。女性の働く場所確保対策プロジェクトチームの取り組みも紹介されたが、女性が活躍できるというシフトについては、まだ強化すべきである。

DMO、インバウンド推進については、観光協会にDMOを任せる方針には大きな不安を持っている。今のイベント、行事が多い中で苦勞している状態であり、情報収集や分析、いろいろな立場の方々の合意形成、マネジメントができるとは思えない。インバウンド推進委員会との意見交換、情報の共有を図りながら観光協会全体に波及して、生きたDMOにしていかなければならない。京都府の取り組みのように既成の概念を打ち破るような思い切った考え方が必要だ。産業部全体、庁内全体で取り組みをしていかなければいけない。

市民レベルでの情報共有、地域資源を誇りに思う意識とスキルの向上が非常に弱い。しっかりと受け入れ体制をつくらなければ人は来ない。ジオパークにかかわるお金を落とす仕組みと経済効果を真剣に考えるべきで、総合的にやっていくのがDMOだ。

最後に、本委員会としての結審について、委員から、子育てができる環境づくりをいち早くやってもらいたい。糸魚川に備わった条件の中で、そこを生かす戦略を今後つくってほしい。上越への流出をどう食い止めるかという課題もある。この総合戦略を的確に実施し、内容を職員が頭の中にたたき込んで実現していつてもらいたい。本当の意味での意識改革、本当の意味でのチーム糸魚川

をつくって対応してもらいたい。何かが軸になって、みんなが自分の得意分野で、なし遂げるようなチーム糸魚川をつくってもらいたい。独創的な提案もしたのだが、ほとんどが受け入れられなかった。糸魚川市の地方創生のKPIを見守るしかない。外から人を呼んで勉強する機会があれば、それを次に活かしてもらいたい。高校の魅力づくりでは、県教育委員会の整備計画を見ても危機的状態であることから、先進的な取り組みを望む。高校のあり方で、企業と子供たちのミスマッチをなくさなければだめだ。企業と学校と行政が話をし、学校と企業のやるべきところを決めるシステムづくりをしなければいけないとの多くの意見が出されました。

最後に、約2年間にわたり当市の重要事項の調査活動をいただいた議長を初め特別委員会の委員各位、糸魚川市行政のご協力に心から感謝を申し上げ、これをもって結審報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

では、五十嵐委員長に伺います。

どうもお疲れさまでございました。14回の委員会の開催、それから提案会が2回あったということで、糸魚川市議会の英知が結集されたというふうに伺っておりますけども、このせっかくの提案を市民の皆さんから理解をしていただく、あるいは行政の施策として具体的に進めるということについては、委員会ではどのような話がありましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

五十嵐委員長。〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

○17番（五十嵐健一郎君）

市民との話し合いはありませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

では次に、中間的組織というところで、一般質問等でも五十嵐委員長が質問されていらっしゃるのです、その必要性ということは感じるんですけども、これなぜ必要なかというところ、委員会の中では何か協議ありましたか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

五十嵐委員長。〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

○17番（五十嵐健一郎君）

中間的組織については、特別委員会では具体的な話はありませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。

○13番（田原 実君）

じゃあ3点目、DMOを観光協会に任せることは心配であるというような報告がありました。それで、その進め方については今後の取り組みということかもしれませんが、まず、その特別委員会の中で糸魚川版DMOとはということで、どのように集約されたか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

五十嵐委員長。〔17番 五十嵐健一郎君登壇〕

○17番（五十嵐健一郎君）

糸魚川版DMOについては、先ほどお答えしたとおり皆さんからの意見をいただいた中で意見をいただいたのみでございます。まとめてはありません。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承し、地方創生調査対策特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり了承し、結審することに決しました。

日程第4．交通対策について

○議長（倉又 稔君）

日程第4、交通対策についてを議題といたします。

交通対策特別委員会に付託中の本件につきまして、調査が終了しておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

樋口英一交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

樋口委員長。〔19番 樋口英一君登壇〕

○19番（樋口英一君）

おはようございます。

交通対策特別委員会の結審の報告をいたします。

平成27年6月定例会で設置されました本特別委員会に付議されました案件は、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備区間昇格について、一般国道8号糸魚川東バイパス間脇一梶屋敷間の早期完成について、北陸新幹線開業に伴う並行在来線と大糸線活性化対策についてであります。

これまでに要望活動も含めて12回の委員会を開催し、調査を行ってまいりました。

まず、並行在来線に関しては、日本海ひすいラインの新駅の設置について、27年度に押上新駅設置連絡協議会と意見交換をし、新駅設置に対する地元の要望をお聞きし、市長に対し、新駅の早期建設、駐輪場の整備などのほか地域住民の利便性が図れるよう要望を行いました。

また、新潟県とえちごトキめき鉄道株式会社に対しても、新駅の早期建設と建設に当たっての糸魚川市の負担軽減のほか、朝・夕の運行増便を含めた混雑の緩和、糸魚川―新潟間の優等列車の時刻調整と増便、リゾート列車の大糸線乗り入れの実現に向けて関係機関に働きかけることを要望してきました。

昨年9月には、特別委員会でも協議した内容で、上越三市議会合同でJR東日本本社とえちごトキめき鉄道に対して要望もなされましたが、ことし3月のダイヤ改正では、糸魚川駅と新潟駅を結ぶ快速列車がなくなるというダイヤが発表され、大変遺憾であります。その補完として、えちごトキめき鉄道では1便増便する対応がなされておりますが、十分とは言えません。今後も新潟への直通列車の復活を求め、要望を続けていく必要があります。

また、新駅設置に関しては、市の平成29年度予算案には、新駅周辺のまちづくり構想作成に関する予算も計上され、今後の進捗が図られることと思われま

さらに大糸線に関しては、昨年、三江線が廃止されたことにより、JR西日本では最も輸送密度の低い路線になっているということで、来年度は全線開通60周年でもあり、今まで以上に危機感を持って、生活面のほか特に観光面での利用者増加の取り組みも進めていく必要があります。

次に、一般国道8号線糸魚川東バイパスの間脇一梶屋敷間については、地盤が脆弱なことから大部分をトンネルとするルート案が示されており、ある程度、地元の了解も得られていることではありますが、およそ6割がトンネルの区間となっており、今後は、地元が求めている接続道路の対応が課題になってくると思われます。引き続き、早期の着工に向けた取り組みを求めていく必要があります。

次に、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路については、昨年1月に長野県側の起点部分となる（仮称）安曇野北インターチェンジから大町市街地南の計画案が示され、前進が見られました。新潟県内においては、西中地内において、将来的に高規格道路の要件を満たす県道西中糸魚川線の西中バイパス事業が進められております。

昨年8月に開催された建設促進フォーラムには、泉田前知事も出席され、建設に向けて「新潟県としても全力を挙げたい」と力強い言葉を述べられました。大きく機運が盛り上がりました。

その後の選挙により知事は交代されましたが、ことし1月に行った県土木部長への要望活動では、建設を促進する方向性が、新しい米山知事にもしっかりと引き継がれていることが感じられました。

気がかりは、長野県側でのルート案公表を受けたパブリックコメントで反対の意見が少なからず出ていることで、今後は新潟県と長野県がそれぞれの地域でお互いの実情も理解しながら建設に向

けた取り組みを進めていくことが重要であると考えます。

糸魚川市にとっては、この道路は「地域を育む道」であり、「命をつなぐ道」でもあります。明るい兆しは見えてきましたが、まだ決して十分ではありません。一日も早い建設に向け、要望活動をさらに強化していく必要があります

最後になりますが、当特別委員会に付議された事件は、当市の発展にかかわる重要な項目ばかりであります。糸魚川市としては、今後もこれらの事業が一層前進するよう取り組みを続けていく必要があると考えます。

以上、交通対策特別委員会のまとめとさせていただきますが、ここに改めて特別委員会の委員各位、行政担当のこれまでのご協力に心から感謝を申し上げ、結審に当たっての報告とさせていただきます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承し、交通対策特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

○議長（倉又 稔君）

暫時休憩をします。

再開を11時25分といたします。

〈午前11時13分 休憩〉

〈午前11時25分 開議〉

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．議案第18号から同第25号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第5、議案第18号から同第25号までを一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

本定例会初日の2月20日において、総務文教常任委員会に付託となりました本案は、審査が終了いたしておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

議案第18号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、今回の条例改正によりどのように変わるのかという質疑に対し、介護休暇の拡充では、これまでは介護休暇を取得できるのが連続する6カ月の期間内で1回限りだったので、一度取得した後に、再度、要介護者の状態が悪くなくても取得できなかったが、改正により合計6カ月以内であれば3回まで分けて取得できることになる。

介護時間の新設では、最長3年間、1日2時間まで介護のために勤務しない介護時間をとることができるようになる。育児を行う職員の休暇等にかかわる子の範囲の拡大では、対象に、特別養子縁組の監護期間中の子と、養子縁組里親に委託されている子を加えるものであると答弁されています。

議案第21号、糸魚川市個人情報保護条例及び糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これまでの対象範囲を金融、医療等にも広げるものであり、適切ではない。個人番号にかかわる法律そのものに反対であるので、本案にも反対であると反対意見が述べられ、起立採決の結果、賛成多数で可決されています。

議案第19号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第25号、辺地に係る総合整備計画の変更については、若干の質疑がありましたが、特に報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第21号、糸魚川市個人情報保護条例及び糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。個人情報の提供の範囲を広げ、金融等も含めるとのことです。

個人情報提供の範囲を広げることで情報漏えいのリスクが一層高まることになります。個人番号制度によるこのような個人情報提供の範囲を広げることは反対でありますので、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号、糸魚川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び糸魚川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、糸魚川市個人情報保護条例及び糸魚川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

+

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第26号、同第27号、同第31号及び同第32号

○議長（倉又 稔君）

日程第6、議案第26号、同第27号、同第31号及び同第32号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

○10番（大滝 豊君）

当委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、全て原案どおり可決することに決しました。

審査の過程における主な事項をご報告いたします。

議案第27号、市道の認定については、これまで農道として管理していた大野から中谷内地内の翡翠橋を含む958メートルの区間を市道に変更するものでありますが、現地を確認して審査をいたしました。

一般車両の通行量が非常に多いことから、県と協議して変更するもので、農道から市道になることで、交付税では22万3,000円の増額になるということでありました。

そのほかの議案で若干質疑があったものもありましたが、特段、報告する事項はありません。

以上で建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号、糸魚川市森林公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、平成28年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、平成28年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第28号、同第29号及び同第33号から同第36号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第28号、同第29号及び同第33号から同第36号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

○2番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会に付託されました本案について、審査が終了していますので、結果をご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程において若干の質疑がありましたが、特に報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第28号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、糸魚川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。反対であります。

糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、コンビニ等に設置する端末機による住民票等の交付を促進させることを目的に手数料を50円安くするものであります。糸魚川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてもコンビニ等に設置する端末機による印鑑登録証明書の交付を促進させることを目的に手数料を50円安くするものであります。コンビニは過疎化の進む中山間地には少ないのが現状であります。メリットが少なく費用だけがかかるシステムであります。窓口交付の場合は、写真で本人確認ができますが、コンビニでは顔認証ができません。紛失等によりマイナンバーのなりすまし被害も想定されます。個人情報保護の点で疑念がありますし、個人番号制度には反対でありますので、この28号・29号には、賛成できないものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第28号、糸魚川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、平成28年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号、平成28年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、平成28年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号、平成28年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第30号

○議長（倉又 稔君）

日程第8、議案第30号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を議題といたしま

す。

本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

伊藤委員長。〔12番 伊藤文博君登壇〕

○12番（伊藤文博君）

本定例会初日の2月20日に提案された議案第30号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきまして審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

消防本部関係部分では、被災者生活再建支援システム導入事業において、委員より、導入によるメリットはどうか。他市町村との連携、全国での連携はどうかという質疑に対し、新潟県主導により、各市町村が同じシステムを導入するものであり、市内1システムで漏れなく情報共有ができ、全県での広域連携が可能である。東京都や北陸では導入の方向となっているが、全国的な連携は今後の課題となっていると答弁がありました。

企画財政課関係部分では、ふるさと糸魚川応援寄附金事業において、委員より、報償品費は、返礼品予算の不足の補正ということだが、詳細はいかがかという質疑があり、全体の3割程度の方に対して平均4,000円程度の返礼品という算出をしており、83種類のお礼品のうち6割近くがお米であると答弁されています。

ほかにも若干の質疑がありましたが、省略いたします。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

○10番（大滝 豊君）

建設産業常任委員会に付託となりました関係部分について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程において若干の質疑はありましたが、特段、報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔2番 笠原幸江君登壇〕

○2番（笠原幸江君）

市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について審査が終了しておりますので、その経過と結果について報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

健康増進課関係では、4款1項5目、医療対策事業において、駅北大火で被災した歯科医院に対し、診療に必要な医療機器の整備に係る経費の一部を支援する補助金について、委員から、復興への対応として糸魚川が1つのモデルになっていくので、支援をどのように進めたかをしっかりと残し、あわせて支援の理由づけを明確にし、効果の追跡まで行っていくべきとする意見があり、今回のように災害に伴って補助を行うのは初めてのことであり、今後も万が一の場合は、同様の対応をとることができるようにしていかなければいけないと考えている。被災者に対する診療を継続するための支援ということで、対象の医療機関、支援内容などを定めたものがあり、今回は要綱等にはしていないが、今後、検討していくとの答弁がありました。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、報告を割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第30号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．議案第5号から同第17号まで及び同第59号

○議長（倉又 稔君）

日程第9、議案第5号から同第17号まで及び同第59号を一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と

結果について委員長の報告を求めます。

齊木 勇 予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

齊木委員長。〔3番 齊木 勇君登壇〕

○3番（齊木 勇君）

これより、予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第5号、平成29年度糸魚川市一般会計予算、議案第6号から同第15号までの特別会計予算10件、議案第16号及び同第17号の企業会計2件、議案第59号、一般会計補正予算（第1号）の計14件であり、去る3月8日から10日まで及び3月13日の4日間にわたり委員会を開催し、審査を行っております。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、当特別委員会は、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な意見についての報告は省略させていただき、要点のみの報告といたしますことから、あらかじめご承知おきを申し上げます。

初めに、議案第5号、平成29年度糸魚川市一般会計予算について報告いたします。

歳出、2款、総務費、1項、シティプロモーション推進事業について、委員より多くの意見が出されたのに対し、各課においてなされたプロモーションを整理し、国石に認定されたヒスイと世界ジオパークを生かし、市民、地域、事業者と行政が連携し、知名度を上げ、観光客及び定住人口の増加に努めたいとの答弁がありました。

次に、4款3項、清掃費において、次期ごみ処理施設整備と管理・運営について予算が多額になることを懸念し、意見が多く出され、集約を行いました。

内容として、ごみ処理施設運転管理委託事業及び次期ごみ処理施設整備事業について、市の財政、人口減少を考慮し、予算額を抑える努力をすること。次期ごみ処理施設の建設については、コンサルタントからの情報のみならず、労務単価、資材単価等、社会情勢の情報の把握に努め、建設費を極力圧縮すること。また、情報を公開し、市民の納得のいく説明に心がけること。維持管理の運営についても同様であり、さらに健康センター事業等と隣接する施設とトータルにコストを下げる努力をすること。今後、オリンピックもあることから、労務単価、資材単価などの上昇も考えられ、情報収集により維持管理費の抑制に努めることとあります。

次に、7款1項、観光費では、柵口温泉権現荘について、指定管理者制度への移行に伴い、特別会計から7款、商工費に移動したことに対し、その経過と今後に対する懸念から、委員から多くの意見が出され、集約を行いました。

内容は、権現荘の管理・運営について、赤字になった原因を追及・究明しないまま、今後は指定管理者制度に移行することから不正の有無について究明結果と監査結果を受けて、精査するとしている理事者等の処分の必要性和内容について早期に示し、指定管理者による経営が健全な形で行われるよう図ること。1年前倒しで指定管理者制度に踏み切ったことについて、指定管理移行後もこれまでの経緯を踏まえ、指定管理者の経営について行政側が目配りして月次報告等のチェックを行

い、健全経営に努めることとあります。

また、委員からは、指定管理への移行の経過と警察の捜査の結果について市民に報告すべきとの意見に、広報はきちんとするとの答弁がありました。

同じく7款1項、観光費で、観光行政の推進ということから、観光協会支援事業及び体験交流推進事業について、観光協会支援、体験交流推進の両事業において、補助金は観光行政を推進するという目的を遂行するために出されており、使われ方をチェックし、事業の管理運営に市も携わり、観光振興を図ることと体験交流推進事業、特に翠の里糸魚川ツーリズムでは、協議会及び観光協会と市民が協力し、市内の豊かな資源を生かし、取り組みを図り、地域が活性化するよう市もバックアップに努めることの集約がなされました。

9款、消防費では、委員から、今回のような火災は、どこの地区でも起こり得る可能性がある。消防力のアップや中核となる消防団などのプランニングを立てるべきとの意見に、拠点化計画をつくっている、大火もあり、復興計画の中に入れていきたいとの答弁がありました。

また水利についても住民の密集している地域が多いことや災害時についての取水確保の必要があり、見直していきたいとの答弁がありました。

10款、教育費では、いじめ防止対策事業及びいじめ・不登校対策事業について、今月2日に総務文教常任委員会で提出されたいじめ問題専門委員会による報告書の黒塗り部分が明らかになり、委員から多くの意見が出され、次の集約がされました。

いじめ・不登校は、教育の根幹を揺るがす大問題である。いじめの件数、不登校の件数が、昨年度を大幅に上回っており、今回、いじめの事案についても解決できなかった教育委員会は、責任を重く受けとめること。糸魚川市いじめ問題専門委員会によるY中学校いじめ問題に関する調査・結果報告書が完成されたものか、未完成なものかについてきちんとけじめをつけること。教育委員会は、この報告書を真摯に受けとめ、報告書の提言に基づき、関係機関に毅然と対応すること。教育委員会は、今回の一番問題であった方による被害者生徒への謝罪と和解への行動をとっていくこと。

また保護者への説明会も年度末までに行いたいとの答弁がありました。

続いて、平成29年度糸魚川市特別会計予算について、ご報告いたします。

議案第10号、平成29年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算では、能生地域においてCATVで放送されていることから、有線テレビは現在、能生地区だけで放映されているが、インターネット等を活用して糸魚川市全域への配信を図ること。長い歴史を持つ同事業であるが、マンネリ化しないよう番組編成を工夫すること。有線テレビを観光施設での配信などにより観光及び産業の活用を図ることが集約されました。

その他、各会計において多くの質疑が交わされておりますが、報告は省略させていただきます。

次に、議案第59号、一般会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本議案は、昨年末に発生した糸魚川市駅北大火の復旧・復興に向けての補正予算で、主な質疑は、3款、民生費、災害救助費で、借地・借家契約により、借りてる方は同じ土地で再現する場合、払い続けていかなければならないが、地主は固定資産税の特例があるなど不公平がある現状をどう捉えているか、本当に弱い人への救済になっているかとの問いかけに、焼失した建物について固定資産税の減免があり、一方で借地料を払い続けなければ後で借りられないということは承知している。基準にのっとって行っているが、当てはまらない面もある。懇談会等で承っていききたいし、市とし

でも対応できるように中に入ってやっていきたいとの答弁でした。

8款、土木費、都市計画費、復興まちづくり推進事業では、委員から、こだわりを持ったまちづくりや歴史・文化を生かしたまちづくり、景観を配慮したまちづくりなど多くの意見・提案が出されたことに対し、雁木などを含め、糸魚川ならではのまちづくりにより、市民や観光客が集い、にぎわうまちづくりをしなければならない。技術的・専門的なものやルールづくりも必要で、地元の皆さんを中心に商工会議所とも連携し、いろんな想定が考える中でアイデアを出してもらいたいとの答弁がありました。

そのほか多くの質疑が交わされましたが、省略させていただきます。

最後に、4日間、開始時間の変更や終了時間の延長など再三の日程の変更にもかかわらず、委員各位並びに行政担当各位より、議事進行にご協力いただき、長時間にわたる熱心な審議の上、審査を終了することができましたことを副委員長とともに感謝・お礼を申し上げ、委員長報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

○議長（倉又 稔君）

ここで昼食時限のため暫時休憩をいたします。

再開を13時30分、午後1時30分といたします。

〈午後0時08分 休憩〉

〈午後1時30分 開議〉

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第5号、平成29年度糸魚川市一般会計予算、議案第11号、平成29年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算、議案第12号、平成29年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算

について反対討論を行います。

まず、議案第5号、平成29年度糸魚川市一般会計予算についてであります。

2款、総務費では、住民票等コンビニ交付事業があります。マイナンバーカードを活用した住民票、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付であります。構築経費が4,000万円、運営経費が平成29年度460万円となっております。市役所の窓口交付が350円ですが、コンビニ交付では300円にし、利用者増と職員削減を図るとしてしておりますが、コンビニは過疎化の進む中山間地には少ないのが現状であります。メリットが、さきの討論でも述べましたけれども、メリットが少なく、費用だけがかかるシステムであります。窓口交付の場合は、写真で本人確認ができますが、コンビニでは顔認証ができません。紛失等によりマイナンバーのなりすまし被害も想定されます。個人情報保護の点で疑念があります。

4款、衛生費、乳幼児すこやか事業のフッ素洗口ですが、論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。小さいころから歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが一番大事なことであります。

7款、商工費では、シーサイドバレースキー場管理運営事業に7,700万円、シャルマン火打管理運営事業に1億1,300万円、両スキー場、合わせて1億9,000万円計上されております。グリーンメッセ管理運営事業の2,400万円を合算すると2億円を超えます。今後、温暖化でスキーができる期間がさらに短くなることにより、経営が一層厳しくなり、指定管理料の引き上げ、施設の維持管理に係る費用がさらにふえていくことが推察されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと考えます。当面、両スキー場の経営統合を考えるべきではないかと思っておりますが、残念ながら先を見据えた取り組みがなされているとは言いがたいと考えるものであります。

柵口温泉管理運営事業に1,334万円計上されておりますが、権現荘を市直営から第三セクター能生町観光物産センターの指定管理にするものであります。議会による監査請求の結果にもありますように管理運営上、不適切と指摘されたことが多く、服務規律違反とも指摘されております。指摘事項や疑惑をそのままにして三セクに移して終わりとはならないのではないかと思います。権現荘の疑惑をうやむやのままにしての指定管理移行には賛成できません。

10款、教育費では、香港への中学生海外派遣事業で687万円が予算計上されております。香港に中学3年生30名が派遣されるとのことですが、本事業は、義務教育段階の取り組みとしては、ふさわしいとは思えないものであります。

以上、議案第1号に対する反対討論といたします。

次に、平成29年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算、平成29年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算であります。平成29年度より5年かけて使用料値上げを行う初年度の予算であります。値上げの負担を段階的にふやしていくような配慮はなされておりますが、年金の切り下げが続き、実質賃金がなかなか上がらない中では、市民生活の面からは厳しいものがあります。これまで下水道の借金も減ってきております。今後の施設改修の費用や人口減少による加入者減のこともありますが、一般会計からの繰り入れの検討、また経費の節減も進め、値上げは避けるべきではないかと考えます。このような考えから、これら値上げ案には賛成できないものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第5号、平成29年度糸魚川市一般会計予算について賛成討論を行います。

平成29年度予算で、特に評価している事業と若干の意見を述べます。

子育て支援、教育分野では、病児保育であります。病後児保育と並びひとり親世帯や共稼ぎ世帯の助けになると思っております。ほかに子ども・妊婦インフルエンザ接種助成事業の高校3年生までの対象拡大や中学生の海外派遣事業等子供の学力向上事業、相馬御風人形と早稲田大学との交流等であります。いじめ防止対策事業といじめ・不登校等対策事業では、賛成はいたしますが、これまでの取り組みとは桁違いの熱意を持って対応を行っていただきたいと思っております。

健康福祉分野では、認知症予防事業、小児科診療所の開設等支援事業、ピロリ菌検査やがん検診と女性のがん検診事業等、それから、障害者福祉の中で手話言語条例の調査等であります。

産業分野では、特に水産資源活用産学官連携事業推進事業であります。海洋高校のシーフードカンパニー能水商店の可能性を広げる取り組みは、糸魚川市の魅力となります。予算委員会では、海洋高校のある地元議員からもういいではないかとの意見がありましたが、学校の価値は卒業生で決まると言われている以上、最低10年は見守るべきと思います。

ほかにビジネスチャレンジ推進事業、テレワーク推進事業とワークライフバランス推進事業、インバウンド推進事業、スキー場利用促進事業、農作物有害鳥獣対策事業であります。柵口温泉権現荘管理運営事業では、平成28年度までの会計について警察への相談を行い、状況によれば被害届を出すことや税金の使われ方の調査が残っているので、その状況を市の広報による市民説明を確実に行っていただきたいと思っております。

土地利用公共インフラ分野では、住民票コンビニ交付事業、生活応援アプリ導入事業、各公園等の整備事業等であります。

環境防災分野では、鳥獣対策事業、空き家対策事業、防災行政無線整備事業、消防団等の装備の拡充等であります。

最後に、地域づくり移住・定住分野では、シティプロモーション推進事業と空き家活用事業等があります。これらの事業を評価し、議案第5号、平成29年度糸魚川市一般会計予算についての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

議案第5号、平成29年度糸魚川市一般会計予算に反対討論、それからもう一つ、議案第8号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算についての反対討論、以上2点であります。

昨年9月に動き出した議会基本条例、ここでは二元代表、あるいは議員議会と市長、市政が緊張感を保ち、監視・評価をし合うことを大きくうたっております。その柱にしております。全くそのとおりです。私この4年間、約600件くらいの市長提出議案に対し、幾つかの案件については反対の意思を表明してまいりました。まさに議会基本条例の監視・評価線上に沿ってのものと確信をしております。

今回の一般会計、費目の一つ一つに論及し出せば枚挙に限りがないくらいであります、物理的に言って。その幾つかを取り上げますと、例えばジオパーク、ジオパーク戦略プロジェクトによれば約10億円、このうち防災無線・行政無線5億を除いても5億。さらに事務所費の、これも前から取り上げておりましたけれども扱い方に異を唱えてきました。

いま一つ、具体例でいいますと中学生学力向上、あるいは中学生海外派遣、これも毎回言っていることですが、格差、条件、あるいは弱い、少ない、勢いがない、そういったものに絡んできます。さらに大きいところであれば、権現荘問題、あるいはいじめ問題、これは当然、予算全体、あるいは行政そのものにかかわってくるわけですけれども、この2件、後段の2件については、日程第14、第15のところで改めて討論させていただくことにしております。

そういったことで、この議会基本条例、あるいは二元代表制のスローガン、こういったものを含めて私は本議案絡めて、議案第5号、平成29年度糸魚川市一般会計予算についての反対討論とさせていただきます。

いま一つ、議案第8号であります。

これも毎回、取り上げております。平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算、これは本制度の見直し是正というのは、毎回取り上げておるんですけれども、これまで底流にやりましたけれどもほとんど変わらないまま今に至っております。抜本的な見直し・是正の実現に努めるべきが私は至当なことだと思っております。その考えからして、本件、議案第8号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号、平成29年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、平成29年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、平成29年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、平成29年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、平成29年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、平成29年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、平成29年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

+

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、平成29年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、平成29年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、平成29年度糸魚川市学校給食特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第15号、平成29年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、平成29年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、平成29年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第59号、平成29年度糸魚川市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議案第37号から同第39号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第10、議案第37号から同第39号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第37号から議案第39号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、議案第37号は、高尾さよ子さんの任期が平成29年5月18日をもちまして満了となりますことから新たに小田島澄恵さんを選任することについて、議案第38号は、室山敏雄さん、議案第39号は、榊原康一さんの任期がいずれも平成29年5月18日をもちまして満了となりますことから、再度選任することについて、それぞれ議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第37号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第39号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第11．議案第40号から同第58号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第11、議案第40号から同第58号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案40号から議案第58号は、農業委員会委員の任命についてでありまして、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、議会の同意を得て、市長が任命することとなったことからご提案させていただくものであります。

議案第40号は、原 直治さん、議案第41号は、大島博さん、議案第42号は、藤田一義さん、議案第43号は、片山敏隆さん、議案第44号は、園田岳彦さん、議案第45号は、松澤一久さん、

議案第46号は、加藤久雄さん、議案第47号は、荻野輝道さん、議案第48号は、鷺澤茂雄さん、議案第49号は、伊藤眞一さん、議案第50号は、福田幸生さん、議案第51号は、井上二郎さん、議案第52号は、土沢一男さん、議案第53号は、齋藤清美さん、議案第54号は、伊藤昭一さん、議案第55号は、川合次夫さん、議案第56号は、川内敏夫さん、議案第57号は、上原スミ子さん、議案第58号は、樋口佐登子さん、以上19名を任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第40号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第41号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第42号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

+

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第43号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第44号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第45号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第46号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第47号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第48号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第49号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第50号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第51号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第52号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第53号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第54号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第55号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

+

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第56号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第57号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議案第58号、農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第12. 糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（倉又 稔君）

日程第12、糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選ということにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

糸魚川市選挙管理委員会委員に、糸魚川市能生2733番地7、矢澤 章さん、同じく田伏245番地、吉岡隆行さん、同じく田海5番地、山崎利行さん、同じく平牛1299番地1、小柳真紀さん、以上4名を指名いたします。

同補充員には、順序によって糸魚川市四ツ谷174番地7、伊野啓一さん、同じく寺地2164番地、渡邊修一さん、同じく桂453番地5、瀧 明子さん、同じく南寺町2丁目11番10号、川原範子さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を糸魚川市選挙管理委員会委員及び補充員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が糸魚川市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

ただいま当選されました方々には、会議規則第32条第2項の規定により、後刻、本人に告知いたします。

日程第13．発議第1号

+

○議長（倉又 稔君）

日程第13、発議第1号、糸魚川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

発議第1号、糸魚川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

これまで糸魚川市議会では、同じ政策を持つ議員の集団としての会派に1人の議員も含め、いわゆる1人会派を含め、会派として整理をしておりました。この条例においてもそのような考え方で、1人の議員を会派に含めるという表記の仕方をしてきましたが、今回、これを地方自治法の考え方同様、会派と1人の議員の表記を分けて整理するというものであります。

また、第7条第1項において、収支報告書の中には領収書等も含んでいることから文言を整理するものであります。

なお、今回の改正で政務活動費の交付に関する内容に変更はなく、従来どおりの交付内容でありますことを申し添えます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略するいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第1号、糸魚川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第14．発議第2号

○議長（倉又 稔君）

日程第14、発議第2号、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

田原議員。〔13番 田原 実君登壇〕

○13番（田原 実君）

柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議について、以下、決議文を朗読し、発議第2号の提案説明とさせていただきます。

柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議。

新市誕生以来、柵口温泉権現荘事業について、議会としては絶えず経営の健全化と赤字解消を要望してきた。

しかしながら、経営健全化のために民間登用した支配人のずさんな経理があったことは、管理・監督を徹底しなければならない行政の責任が大きいと考えられる。また、巨額赤字の原因を調査するに当たり、庁内委員会及び有識者委員会からの調査結果及び監査報告も背任・横領を裏づける決定的な証拠が見つからないまでも正当な会計処理を裏づける書類の欠落が報告されている。

監査公表第8号、議会からの監査請求に基づく監査の結果において、1、食材や飲料品などの出納管理をしてこなかったことは、糸魚川市財務規則上、不適切である。2、注文伝票の破棄は、不正防止上の観点からは極めて不適切であり、糸魚川市文書規程上も不適切である。3、取引業者への作業依頼は、糸魚川市職員不祥事防止のための行動指針に反しており、不適切であるとし、今回の監査においては、証拠となる文書がほとんどなかったため、不正の有無を判断することができなかった。文書で記録を残すことは、事務処理の基本であり、大変遺憾である。糸魚川市財務規則や市職員不祥事防止のための行動指針などの不正を防ぐ基本的な仕組みはあったが、その運用が適切に運用されていなかった。不正を防ぐ仕組みの運用状況を確認する体制など内部統制制度の充実が必要であると考えたとの厳しい意見が出されている。これはひとえに行政の管理体制の甘さを指摘しており、糸魚川市議会として重く受けとめるものである。

したがって、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と行政の責任問題の明確化を早期に求める。
以上。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

○20番（古畑浩一君）

発議第2号、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議に対する賛成討論を行います。

柵口温泉権現荘事業における経営の健全化と赤字解消は、新市誕生以来、議会予算審査特別委員会並びに所管の常任委員会で審議をされ、それぞれ早急なる改善要求の意見集約が行われてきた案件でありました。

しかしながら、経営の改善が進まず700万円の赤字を計上したことを契機に経営経験のない市職員による管理では黒字化は望めないとして、専門知識を持つ支配人の登用を行い、改善を図るとし、前支配人を登用したものの、3,900万円もの単年度赤字を計上。就任以来7年間で1億円を越す累積赤字となり、経営能力を疑われたものの経営内容を深く調査することなく、その原因として時代背景や施設の老朽化を挙げ、4億円ものリニューアル工事を議会、市民からの反対意見を押し切る形でそれを断行。

さらにその際、民間へ公募にて指定管理に移行するとした方針も市直営継続へと一方的に変更、その際2年間で4,000万円の黒字化にすると断言しながらも初年度で2,700万円の赤字、2年目はわずか50万円の黒字という最悪の結果となりました。巨額赤字の原因も原材料費の計算ミスや工事に伴う営業日数不足、さらに日帰り温泉において、光熱費の関係で客が来れば来るほど赤字になると根拠のない要因を挙げ、矛盾を指摘されると発言を撤回するなど、納得のいく説明を得るに至らず、さらに内部告発などにより、前支配人による特別室の無断使用や取引業者との不適切な関係、独断による飲食の無料提供など私物化とも言える勤務状況が明らかとなり、経営のいろはとも言える日計表や棚卸しを行っていない。保管義務のある伝票などの廃棄、不当な長時間労働を強いるなど背任・横領を疑わせる違法行為の数々を全くチェックもせず、長年放置していた責任は大きく、米田市長並びに歴代能生事務所長及び担当部局の管理・監督責任が問われるものであります。

また、原因の究明と健全化を議会に約束しておきながら根本原因を是正するどころか、特別室の無断使用は宿直業務であると言い張り、取引業者との不適切な関係、独断による飲食の無料提供などについては、支配人の裁量権である。違法の長時間労働については、労働基準監督署よりの是正勧告は具体的な労務管理記録がなく、改善されたことだけを理由に処分はなしとするなど、直ちに調査及び対応、処分が求められる案件に対し、すりかえの答弁や虚偽の答弁を繰り返し、組織的な隠蔽を疑われる対応を繰り返し行ってきたことは、行政に対する信頼を損なう大きな問題でありました。

その結果、議員による住民監査請求によって飲食を伴ったの宿泊業務は、宿直業務とは認められ

ないとする市監査員からの返還勧告や、私の開示請求によって明らかとなった前支配人による糖質ゼロの酒類の個人的消費の疑いや伝票の廃棄問題、さらに議員調査会によるカラオケスナックのずさんな経営実態や不透明な取引実態など、次から次へと不適切な経営実態が明らかとなりました。

また、所管である総務文教常任委員会より要望された議会監査請求では、発議文にあるとおり糸魚川市財務規則上不適切、糸魚川市文書規程上も不適切、糸魚川市職員不祥事防止のための行動指針にも反しており不適切とし、文書で記録を残すことは事務処理の基本であり、大変遺憾であると厳しく管理体制の不備が指摘されております。

米田市長は監査結果を重く受けとめるとしながらもみずからの管理・監督責任については、言及しておらず、説明のつかない事象については警察に相談するとして、なおも結論が出ない状況が続いております。これはとりもなおさずみずから深く調査することなく、泥縄式に出てきた問題に対応を行うだけで、自助能力の欠落と言わざるを得ません。これまでも申し上げてきたとおり、これまでの給食費不正問題などの教訓が、一切、生かされておらず、説明のつかない使途不明金など市民の税金を預かるものとして行政財務管理上あってはならぬことであります。

また、先般の予算審査特別委員会の質疑において管理責任を問われると、もう株式会社能生観光物産センターへ管理委託したのだから答弁できないと述べておりますが、4月1日の移管前であり、説明すべきであったと考えます。仮に移管後であっても、この権現荘をめぐる一連の疑惑については、行政としての説明責任と管理・監督責任は問われ続けるものであり、不透明決着は決して許されるものではないことを肝に銘じておくべきであります。

以上のことから柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める本決議は、採択すべきものと考え、賛成するものであります。

以上で終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第2号、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議について賛成討論を行います。

初めに、創生クラブのクラブ長であり、監査委員である高澤 公議員が新聞折り込みされた今月2月発行のナンバー18、議会報告の中の一連の権現荘問題としてまとめておられるので、それを引用させていただきます。少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

昨年1年間の議会は、権現荘で明け暮れたと言っても過言ではないでしょう。何が問題だったのか説明しましょう。

平成21年にそれまでの赤字経営を立て直すために民間経営にたけた経営者を支配人として雇い入れました。21年までは、赤字といっても数百万円程度で、それも固定経費が大きい頭でっかちの組織のせいでした。どこでも厳しく、さんちゃん商売と言われている小規模観光産業に高給取り

の役所の職員を配置し、固定経費、特に人件費のウエートの大きい組織でした。それを打破するために民間経営にたけた人材を登用したわけですが、なぜか待遇は役所の課長級の給与での採用です。権現荘の経営体系として能生事務所長、本庁総務部長、副市長が管理・監督をする体制でしたが、市は民間経営者を採用したことで安心したのか権現荘の経営チェックをしてこなかったのです。全く監視の目が届いていない野放し状態です。

結果、7年間で1億1,000万円を超える赤字を出していました。市営の施設で法人税は免除、建設費、修繕費は市で負担し、経営から切り離されている。減価償却もしていない。どうして赤字が出るのか不思議でしょうがない。宿泊者数も大きな変動がない中で赤字の原因がどこにあるのか、行政は赤字原因をつかんでいないし、改善しようともしていない。昨年の予算審査特別委員会では、何の証拠もなく、平成28年度は2,000万円の黒字になると印刷物を出しました。甘い甘い蜂蜜のような甘さの市の態度です。赤字補てんは、皆さんの税金です。赤字になった原因を追及し、究明しないまま、今度は指定管理者制度に移行しようとしているのです。このような経過でありました。

議員は、委員会、一般質問などで市の市政を質問・追及してきました。支配人の放漫経営を許した市のずさんな管理について、民間企業のような経営を行わなかった支配人の責任についてなど、このような事柄を中心に何人かの議員から質問がなされたが、市の答弁は的を外し、それどころか支配人をかばうような答弁に終始していました。市の職員が経理をしていたときより大幅な赤字が出た原因がわからない。当然のように支配人の不正が疑われていきます。

9月議会では、市の管理・監督が不十分であったとして、市長の問責決議案が提出されました。また、不正疑惑の究明を図る百条委員会設置案も提出されました。結果は、両案とも否決されましたが、この2つの案に対して全議員は真剣に検討したと思います。否決した議員も心の中では100対0の否決ではなく、51対49くらいの迷いがあった中の否決だったと思います。支配人を解雇したこと、市長、副市長がみずから20%の減給処分を行ったこと、これは20%が軽過ぎるという軽重の問題ではなく、みずからけじめをつけたということで重く捉えるべきと判断した結果であります。それらを鑑み、わずかながら否決に傾いたということでしょう。事実、私は監査委員として支配人の不適切な客室利用に対しては、市長の客室利用にかかった経費の返還を勧告しました。

両案の否決において不思議なことは、議案に賛成した7名の議員が多数を目指して活動しなかったことです。議会は民主主義の多数決の場です。それをいやというほど知っている議員がなぜ議案を通す努力をしなかったのでしょうか。それが議会正義だというのであれば、あるいはまた数の壁に阻まれたとこぼすのであれば、相手を折伏させるくらいの熱意であってもよかったのではないかと。ほんの3人説得すれば議案は通ったのです。賛成議員をふやす努力をしなかったことは、ただ議案を出しただけと言われても仕方ありません。いずれにしても大いに反省させられる事案でありました。7年間もの間、予算を通し、決算を認めてきたことについては申しわけないこととと思っています。これは1期の議員は別として、議員全員に言えることです。行政のチェックが最大の責務であることを再認識しなくてはならないと感じた次第です、とあります。

したがって、高澤クラブ長の講談のご指摘どおり折伏するには、話し合いに応じていただく必要がありましたので、議会運営委員会副委員長の古川議員から3月13日に権現荘の件といじめの件

の2つの決議案の内容について、クラブ代表者会議の開催を申し入れたところ、3月14日に創生クラブと清政クラブからは、話し合いを断られております。3月15日には、議会運営委員会も終わっております。

しかし、本日16日の本会議前に議員全体で話し合う場が、急遽、開催されました。これは大変によかったことと思っております。

ただ、議会における賛成議員をふやす努力とは、私は討論だと思っております。対等な立場の議員同士が討論を聞いて、市民の付託を受けた議員がそれぞれ自分の判断で決めるものです。各会派の中のルールは知りませんが、100対0も51対49も結果において同じです。結局のところ、討論の内容を聞いて、最終的に判断するのは、会派ではなく、個々の議員の判断であると考えております。

権現荘の監査報告では、3項目にわたりそれぞれ不適切であること、民間手法を取り入れた平成21年度以降の予算決算の行政の説明が不十分であったことを踏まえれば、市長は市民の血税の使われ方を明らかにすることは、当然のことであります。

したがって、発議第2号の内容について賛成するものであります。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

○8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

発議第2号、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底説明と責任問題の明確化を求める決議についての賛成討論を行います。

昨年3月より権現荘の赤字体質について、なぜ赤字経営が続くのか徹底説明を求めて議論してまいりました。平成21年から小林前支配人が雇用され、7年間の間に1億円を超える赤字を計上したのであります。この赤字は全て税金で補てんされ続けてきました。昨年3月までの赤字理由は、その時々々の経済動向、大震災やガソリン高騰など外的要因による影響と施設の老朽化を挙げていましたが、本当の原因は経営管理が全くできていなかったことが明らかになり、行政も認めることとなりました。しかも平成22年3月に専門家による検討委員会が権現荘経営の評価を示して、管理会計ができておらず、十分な効率的な経営をしているとは思えない。市の直営であるため収支差額の赤字がそのまま市の負担になっていると明確に赤字につながっている根本原因を小林前支配人が雇用された翌年に指摘をしているのであります。

行政は、この検討委員会の評価を真摯に受けとめて、権現荘の経営管理を実施してこなかった責任は重大であります。改めて強調せざるを得ません。市長は徹底した赤字原因の究明を約束しながら、その仕事を果たしてこなかった責任も、また重いのであります。その責任において最も問われなければならないことは、権現荘の経営で扱われたものは、全て税金であるという認識であります。経営の流れの中で仕入れと支払いが合っていれば問題がないというのではなく、その間にどう使わ

れてきたのか、売り上げにどうつながったのか、まさに税金の管理・監督をするという感覚が欠如していたと言わざるを得ません。行政の最も大事な仕事だったのではありませんか。

昨年末、監査事務局に議会から監査請求を行いました。小林前支配人が飲食料品を自己目的で消費した疑い、レストランの注文伝票が破棄されていたことの横領の疑い、権現荘取引の前支配人と業者の癒着、不正の疑いの3項目の監査請求内容でありました。私が最も注目したのは、糖質ゼロの酒類の仕入れと消費であります。

調査の結果は、自己消費で使用した証拠もそうでない証拠も文書確認ができず、証言も食い違っているため判断できない。販売促進の一環として消費したのであれば管理記録が必要であり、出納管理しなかったのは不適切と指摘をしております。実態を見れば糖質ゼロのお酒が仕入れ264本に対して、売り上げ記録がわずかの3.3本でしかないのは、明らかにお客さんが望んだ酒ではなかったことが明確で、そのことが何よりの証拠であります。販売促進、リピーター獲得で260本も使用したのであれば特殊な酒を誰に使ったのか記憶がないというのは納得できないのであります。しかも市外のお客さんにサービスしたのは細かく覚えているというのに市内のお客サービスを思い出せないのは、隠しているか、言うとは差しさわりがあるとした思えないのであります。行政は260本もお客サービスに消費したと本気で前支配人の言い分を信用しているのですか。市内のお客サービス分は、行政が被害を受けたと判断するのが当然ではありませんか。注文伝票を捨てていたことへの調査は、手順どおりの作業をして、レジに入力していれば横領の可能性は低いとしています。保存義務を守らなかったのは文書規程違反であり、不正防止の観点からも不適切であると指摘されました。47日分の中で全部訂正してしまえば精算シートは正しい証拠として成立するのではないかという疑問がついてくるのであります。

前支配人と業者の癒着については、コンサルタントを前支配人の判断で泊めたのは不適切と指摘されています。権現荘条例施行規則の中では、回数券と団体の減額だけが認められると明確になっております。公的施設が預かって、高額契約で雇用された前支配人は、ついうっかりでは済まされない。これは明らかに糸魚川市は被害を受けたと判断するのが妥当と考えます。取引業者に宿泊作業依頼をしていたのは、職員不祥事防止の行動指針の利害関係者と必要以上の接触を持たないことに違反をして不適切と指摘をされました。不祥事防止違反だけではなく、労務管理上も極めて重大な問題であります。業者を自由勝手に泊める前支配人の感覚が厳しく問われるべきであります。公営施設を私物化してきたことが赤字につながる原因と厳しく管理責任を追及し、給与の返還も迫るべきだと考えます。

議会請求の監査文書では、記録を残すのが事務処理の基本であり、証拠となる文書がないのは大変遺憾である。不祥事防止の行動指針があったが、その仕組みの運用が不適切。不正防止の運用状況を確認する内部統制制度の充実を結論として提供されております。この監査報告で不正疑惑が解明されたとは全く思えず、解明にはほど遠いものと受けとめます。この重大さは1億円を超える赤字補てんにつぎ込まれた金額は全て税金であり、その市民の税金がどこに使われたのか、何に使われたのか、市民に対して明確に詳細に報告されなければ疑惑の徹底解明と言えるものではありません。

以上の観点から、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確を強く求めるものであります。

以上、賛成討論といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝議員。〔10番 大滝 豊君登壇〕

○10番（大滝 豊君）

休憩願います。

○議長（倉又 稔君）

休憩ですか。

暫時休憩します。

〈午後2時26分 休憩〉

〈午後2時26分 開議〉

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

発議案第2号、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議について、賛成討論であります。

不正とか、今ほども各議員からいろいろ指摘がありましたけれども、不正あるいは横領の文字、疑いの文字、破棄の文字、癒着、廃棄、不適切、大変遺憾、こういった言葉が、この議会からの請求に基づく監査の結果という公文書、全7ページにわたって私もざっと調べてみたんですが、こういう言葉が約90カ所、この報告書に載ってます、今言ったような言葉が。議員議会からの指摘もさることながら、今も言いましたけれども各議員の指摘ありました。公的機関である市の監査委員会、そこから出されたのがこの結果報告です。

さっきも言いました別の問題で当初予算のときに言いましたけれども、我々がやっと苦労してつくってきた議会基本条例の中で二代表制、あるいはそれにのつとる議員議会と市長市政、行政が緊張感を保ち、お互いに評価し合う。そういった中での今回の出来事です。その実態・現実がこれかと私は思いました。ある意味では、監査委員会の報告というのは、非常に私は当を得ておりました。せっかく議会からの要請により出された当市の監査結果報告は、ここまでは是正を強調しているんです。だからこそ、私は今回のこの発議案が生きてくると私は思っております。私たちみんなその気持ちには変わらないだろうと私思います。せっかくの議会基本条例、あれだけ立派な言葉を並べて市民に公開・公表してやってる最中のこの出来事ですから。このことを当の市長を初めとした行政当局はもちろん議員も議会も熟慮して対応しなければなりません。そんな状況下

での今発議案、まことに当を得ておると私は思っております。

以上、賛成討論とさせていただきます。皆さんの熟慮した上でのこの対応を私は切に望んでおります。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

暫時休憩します。

再開を午後3時といたします。

〈午後2時41分 休憩〉

〈午後3時01分 開議〉

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

暫時休憩します。

休憩を3時20分までとります。

+

〈午後3時01分 休憩〉

〈午後3時22分 開議〉

+

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

また暫時休憩をします。

再開を3時35分といたします。

〈午後3時22分 休憩〉

〈午後3時35分 開議〉

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより、発議第2号、柵口温泉権現荘不正疑惑の徹底解明と責任問題の明確化を求める決議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第15．発議第3号

○議長（倉又 稔君）

日程第15、発議第3号、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

発議第3号、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議について、案文を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議。

いじめによる人権侵害が全国的に社会問題となる中、糸魚川市内中学校においてもいじめ重大事態が連続して発生する状況となっている。特に今回の専門委員会の報告においては、中学校と運動クラブの指導方針の違いやあつれきにより、いじめ問題解決の糸口がつかめない状態が続いており、異常事態と言える。未来ある子供たちを守り育てることは、教育行政において最も重要な責務である。

よって、市長及び教育委員会は、今回、報告された糸魚川市いじめ問題専門委員会による調査結果報告書に基づき、いじめ重大事態の早期解決の責任の明確化を求めるとともに、その提言を真摯に受けとめ、速やかにいじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求めることをここに決議する。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

+

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

大滝 豊議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝議員。〔10番 大滝 豊君登壇〕

○10番（大滝 豊君）

創生クラブ、清政クラブ、2会派を代表いたしまして、発議案3号、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議について、反対討論を行います。

去る12月27日、第4回市議会定例会において、発議第11号、度重なる市内小中学校いじめ重大事態への早期対応と責任の明確化を求める決議が既に行われ、可決され、採択をされております。

また、予算審査特別委員会におきましても糸魚川市いじめ問題専門委員による調査結果報告書に基づき長時間にわたり審査を行い、集約をされております。

したがいまして、生徒、関係者の心情と反省している生徒たちの精神面についての十分な配慮が必要と考えます。

よって、これ以上の決議は不要であり、発議第3号について反対をいたします。

最後に議員各位の賛同をお願いいたしまして反対討論を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

○20番（古畑浩一君）

発議第3号、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議に対する賛成討論を行います。

多発した重大事態において、今回の市内中学校と運動クラブの問題は、これまでのいじめ事案とは全く違う背景があります。今回の馬場秀幸弁護士を委員長とするいじめ問題専門委員会の調査結果報告は、学校、相撲クラブ、教育委員会、そして相撲のまち糸魚川を推進する米田市政との間で複雑に絡み合い、責任問題さえ明確にできない現状を克明に調査し、警鐘を鳴らすものでありました。今回の重大事態のみならず、いじめを要因とした転校事件が、同校で3件発生しており、運動クラブにおいて暴力を容認したとする記載や学校教職員が指導方針をめぐる運動クラブ側に改善要求を申し入れるも従わないばかりか、逆に教師に執拗に抗議や干渉を重ねたことにより、教員は抗議を恐れ、問題行動があっても対応できない状況となっていたことや教育委員会に報告しても今回の事案が発生するまで事案の解明に動くことがなかったとする記載もあり、教育の根幹を揺るがす

重大な問題であります。

これは能生中学校保護者説明会において、教職員が身の危険を感じるとして筆談やひそひそ話、正当な職員会議ができなかった。職員も人権侵害を受けた。警察にも相談した。こんな自治体はない。運動クラブで起こったことなのに何で学校で説明会なのか。学校側は負けたなど同クラブとのあつれきや教育委員会への調査、聞き取りの結果は上げているはずなのに誰がうそをついているのか、どこで話がとまっているかなど教育委員会への不信感を訴えてきた教職員の悲痛な訴えを裏づけるものであります。

また、校長や教頭が、相撲のまち糸魚川として同競技をシンボルとして推進していたことに対し、過剰に配慮し、学校全体として事件の対応に当たることができなかったとする報告もなされており、米田市長をトップとする糸魚川市の権力構造が招いた結果とも言えるのではないのでしょうか。

事件発生当日、暴行を受けたことを知りながら学校長に報告しなかった特別スポーツ推進委員や総監督等の保護監督責任、事件後、前歯を折られた被害者や保護者に対し、陳謝も行っていないという現状、事件前に転校を余儀なくされた3件のいじめ事件への対応と明確にしなければならない責任問題を放置し、その後の同クラブの大会出場や優秀選手表彰など、事件そのものがなかったかのような特別扱い対応も大きな誤解を生み、信頼を損なった事象と言えます。市民の税金を使い、特別推進している競技であるからこそ高い基幹意識と厳しい処分が求められるべきものと考えます。

また、学校、教育委員会、相撲クラブ、行政、それぞれの言い分が食い違うからこそいじめ問題専門委員会の調査となったにもかかわらず、なお調査が必要とは、いかなる理由でありましょうか。いたずらに時間を浪費し、当事者生徒も卒業し、4月の教職員人事においても事情を知る教職員の多くが転属されるのではないのでしょうか。卒業式を終えて、保護者説明会を求めるPTAや保護者に対する説明会の開催も決定しておらず、事件そのものをうやむやにしようとしているのではないかとの懸念の声も寄せられております。

今回の事案は、時間とともに風化させてよい問題ではありません。子供同士の問題というより、その背景にある大人同士の問題であるからであります。現状に大いなる警鐘を鳴らした今回の調査報告に対し、もうすぐ新学期が始まろうとする時期に入っても何ら具体的な対応をとろうとする姿勢が見えてこないことは、無責任きわまりないものであります。新教育委員会制度に移行した今、教育行政トップの米田市長を初め教育委員会の責任を強く問うものであります。一連のいじめ事案により、一体何人の子供が不幸になったことでありましょうか。いじめによる被害者も加害者も出さないこと、それが大人の努めであり、責任であります。米田市長及び教育委員会、学校、運動クラブ関係者及び教育委員会関係者各位に対し、猛省を促すとともに、早急なる対応、責任の明確化を求めることは必然であり、本案に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第3号、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議について、賛成討論を行います。

賛成理由には2つあります。1つ目は、子供たちの立場を考えた大人の対応を見られないことであります。糸魚川市におけるいじめ重大事態の発生件数が多いことに残念でなりません。行政も努力はしてはいると思いますが、的がずれてるように思います。

そこで以下の4項目について積極的に取り組みをすべきと考えます。

1、相撲クラブと中学校の部活のあり方について。2、相撲クラブの指導者と中学校教員の確執について。3、相撲クラブと相撲のまち糸魚川の事業について。4、いじめ重大事態の解決に向けた取り組みの遅さについて。この4項目については、先延ばしの対応が見られるので、スピード感を持って解決する必要があると思います。

2つ目の理由は、議会への説明と報告がいかげんなことであります。

第三者機関であるいじめ問題専門委員会による調査結果報告書について、完成品が未成品かを予算特別委員会で議論させる行政はよくないと思います。本来であれば3月2日の総務文教常任委員会で黒塗りにせず、公開すべきだったと思います。こうした点からも審議を意図的におくらせてることになります。まず、いじめにかかわる大人たちがいじめ解決に向けて真剣に取り組む、年度内には、相撲クラブ指導者の記者会見と中学校保護者説明会を行い、これまでの行政の取り組みを市民にわかるように説明する必要があります。

この2つの理由により発議第3号に賛成するものであります。

○議長（倉又 稔君）

次に、古川 昇議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

古川議員。〔8番 古川 昇君登壇〕

○8番（古川 昇君）

市民ネット21、古川 昇であります。

発議第3号、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議について、賛成討論を行います。

全国において問題になっているいじめ問題は、連日のようにテレビ・新聞で報道されております。いじめによる人権侵害は、時によっては、とうとい命まで失われてしまう事態も報道されております。

糸魚川市においても小・中学校のいじめが64件、不登校は36件のいずれも増加の傾向であります。中学校におけるいじめ重大事態も連続して発生しております。糸魚川市はいじめ防止条例、いじめ防止基本指針などでいじめの早期発見・早期対応に力を注いでいますが、事案は増加の状態であります。中でも能生中学校で起きたいじめ重大事態は、時間が経過しても一向に解決に向けて進んでいるとは思えない現状にあります。

糸魚川市いじめ問題専門委員会の報告が、2月21日に示されました。昨年9月7日に起きた暴力事件であります。この報告書の中には、起きた事実確認、事件の背景事情、能生中学校教育委員

会の対応が報告されております。まとめた内容・提言を真摯に受けとめ、問題解決に全力で取り組む姿勢が求められております。

しかし、この事案を大きくしたのは、教育委員会の対応に問題があったことが挙げられます。

5月の段階でいじめは発生しており、学校が事実確認をして報告しているにもかかわらず、いじめ重大事態と認識せず、いたずらに調査に時間をかけてきたことが責められるべきであります。この時点での対応のおくれが、後の大きな事件につながっていったのであります。

学校の先生方と相撲クラブ指導者とのあつれきもいじめの対応に大きく影響を及ぼしてきました。子供の学業を優先するのが教育の基本であり、放課後の居残り補習に対して必要に抗議を繰り返した先生に圧力をかけていた状況が確認されております。先生は生徒の学業の本分を守ることが第一である。一番に求められるものでありまして、当然であります。

5月に相撲クラブの生徒が転出した際に、先生はいじめを認識して教育委員会に上げていたにもかかわらず、教育委員会のもたつきが原因となって、相撲クラブと学校、教育委員会が連携した取り組みができなかったことも9月の事件を発生させる原因になったと指摘をされております。相撲クラブの圧力に屈して、5月の段階で事実を表沙汰にしない配慮が働いたのではないのでしょうか。野球を初めとしたスポーツの中では、いじめ暴力行為は、絶対に犯してはならないのが常識であります。事が発覚すれば対外試合禁止の措置がとられるのが当たり前になっております。相撲というスポーツに限って許されるということはありません。教育委員会は、この点について明確に判断を述べるべきであります。

教育長は、クラブ指導者との話し合いの中では、暴力はいけないと反省して、子供たちの健全育成に全力を尽くすと言っておられます。

しかし、話し合いは進めているが、核心のところは入っていないと問題解決の肝心なところは進んでいないのが現状と報告をしております。反省と教育方針がはっきりして、本人の決意が固まったのであれば、クラブ指導者は考えを明確に出すべきであります。これからの子供たちの希望ある未来と夢をかなえるために育成に全力で取り組むことは、クラブ指導者も学校も教育委員会も同じであることは、疑う余地はないのであります。

ならばなぜ教育委員会は、そこに迫れないのか、さらに突っ込んだ教育方針を示して、動かしていく姿勢の足りなさ、毅然とした態度が教育委員会に欠けていることが問題解決をおくらせている大きな原因ではないのか、そのように思います。今回、いじめ問題専門委員会から示された報告書に基づき、早急に関係者と連携して、解決に向けてのより一層の努力を望むものであります。

以上の観点から、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を強く求めるものであります。議員の皆さんの賛成をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（倉又 稔君）

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

発議案第3号、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議について、賛成討論とさ

せていただきます。

今も議員各氏捉えて、各事象について触れられました。当初、黒塗りの部分が全9ページ分のうち、あるいは全約300行のうち、8ページ、約90行、中には2ページにわたって丸ごとという報告書という事態もありましたが、公的機関である、市の専門委員会のせっかくの調査、議案報告書の連日の扱いがこれだったのかということはこの過程では思い知らされました。途中それなりの部分で黒塗りが消されましたが、こういったときこそ、いわゆる二元代表、議員議会と市長、行政が市政が緊張感を保ち、監視・評価し合うを文字づらだけではない、本物にし合う絶好の好機ではなかったのかと私は捉えております。そういった過程を経たこと自体が、私は我々みんなが、さっき発議2号のときも私言わせてもらったけれども、行政はもちろん議会もある意味では反省しなきゃならんことではなかったかと思えます。こんな状況下での今発議案であります。生かすべきです。

ということで、議員諸侯の熟慮と賛成、あるいはこれをもっと、よりこういうことを弱い者が泣くような行政にしちゃいかん、教育にしちゃいかんという1つの好機として捉えていただきたい。そんな思いを込めて賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第3号、いじめ重大事態の早期解決と責任の明確化を求める決議についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立少数であります。

よって、本案は否決することに決しました。

日程第16．閉会中の継続調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成29年第2回市議会定例会閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月20日から本日までの長期間にわたり、平成29年度予算を初め多数の重要案件を慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

この機会に6点について、ご報告申し上げます。

最初に、きららカルチャースペースのオープンについて、ご報告申し上げます。

旧青海町自然史博物館を改修しました、きららカルチャースペースが竣工し、3月25日、26日に一般公開を行い、4月1日にオープンいたします。文化活動に利用できるカルチャールーム、市所蔵の美術作品を展示する画廊きららなどがあり、多くの皆様から親しまれる施設となるよう、管理・運営に努めてまいります。

2点目に、史跡、相馬御風宅のリニューアルオープンについて、ご報告申し上げます。

昨年8月から改修工事を実施してまいりました相馬御風宅は、3月中に工事が完成し、内部の展示作業等を行った後、4月27日に竣工式を行い、同29日にリニューアルオープンをする予定であります。今後も糸魚川が生んだ文人、相馬御風の偉業を後世に伝え、多く皆様方から訪れていただけるよう管理・運営に努めてまいります。

3点目に、山の魅力アップ推進計画について、ご報告申し上げます。

本日、お手元に配付させていただきました計画は、登山客などの来訪者に当市の山の魅力を満喫していただき、さらに交流人口を拡大するため、今後10年間の事業計画を定めたものであります。今後は、この計画に基づいて事業推進努めてまいります。

4点目に、一般国道8号、歌高架橋の新しい橋への交通切りかえについて、ご報告申し上げます。

老朽化によるかけかえ工事が進められていた歌高架橋について、3月20日から新しい橋へ暫定的に交通の切りかえが行われることとなります。切りかえ後も終日、片側交互通行を行い、完成は8月10日ごろを予定いたしております。

なお、国道8号については、今後も弁天大橋、青海川橋、境橋の橋梁かけかえ事業が実施される予定であり、引き続き、国との連携を密にして、安全安心な交通の確保を努めてまいりたいと思っております。

5点目に、黒部川電力株式会社の新たな水力発電所の建設について、ご報告申し上げます。

黒部川電力株式会社では、エネルギー自給率向上などの観点から再生可能エネルギーの導入を進めるため、既設取水設備を活用した新姫川第六発電所の建設を予定されております。新発電所は、

今後、開発が予定されている新規の水路式発電所としては国内最大級の規模であり、平成30年に着工し、平成34年の運転開始を目指すとのことであります。

市といたしましても工事期間中の安全確保を第一に再生可能エネルギーの活用を支援してまいります。

最後に、条例及び予算の専決処分について、ご報告申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法に基づく関連省令の改正に伴う企業立地促進条例の一部改正、並びに地方税法の改正に伴う市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正について、3月31日に専決処分を行う予定であります。

また、平成28年度予算につきましても事業費が確定し、歳入歳出の整理補正を行いたいことから3月31日に専決処分を行う予定であります。

以上、ご報告申し上げます。

議員各位を初め市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、市長3期目の、この4年間、全身全霊を傾注し、市長の職務を務めさせていただきました。

改めまして、議員の皆様方に感謝を申し上げますとともに、今後のご健勝とますますのご活躍を心よりお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

閉会に当たり、議長より一言ご挨拶を申し上げます。

2年前に3月14日、北陸新幹線が開通いたしました。議長就任前ではありましたが、就任後、その隠れた効果として対前年比3倍を超える行政視察に加え、全国市議会議長会、国会対策委員、全国過疎地域自立促進連盟理事、全国高速自動車道市議会協議会理事などの役職を賜り、また昨年12月には、駅北大火という大火災の体験など可もあり不可もあった2年間ではありましたが、今日に至ることができましたことは、議員各位のご理解とご協力によるものと感謝を申し上げます。

4月には、任期満了に伴う議員の改選となりますが、次なる議員と議会にご期待を申し上げますとともに糸魚川市の発展をご祈念申し上げます、挨拶といたします。

ありがとうございました。

これもちまして平成29年第2回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

〈午後 4時06分 散会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+